

# と金ネットワーク 会則

(目的)

第1条 神奈川県海老名市を中心に将棋を愛する人の集まりとし、棋力の向上と良好な人間関係の親睦と将棋の普及を図る。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、「と金ネットワーク」と称し、連絡先を別表1とする。

(構成)

第3条 この会は、第1条の目的に賛同する個人をもって構成する。

(会員資格及び会費)

第4条 この会の会員資格は、特に年齢制限や性別を問わない。ただし、例会に年1回以上参加が無かった時、または、会員から脱退の届け出が有った時に消失する。

運営費は、入会金、例会参加費、初心者教室等の謝礼金及び寄付金等とする。

入会金と例会参加費の金額等は、別表2による。

(運営及び事業)

第5条 この会の運営は、第1条の目的を達成するため、幹事会の合議を得て自主的に、次の事業を行う。

① 会報の発行。(レーティングの記録集計表の発行と例会開催日の連絡他)

② 将棋の例会と研究会の開催。

③ 初心者教室の開催。

④ その他、目的を達成するための活動。

(役員及び幹事会)

第6条 この会には、次の役員を置く

① 会長 1名

② 事務局長 1名

③ 会計 1名

④ 会計監査 1名

⑤ 幹事 若干名

以上の役員で、幹事会を構成する。(兼任を可とするが、会計と会計監査は、兼任してはならない。)

(役員を選任)

第7条 役員は、会員の中から選出する。幹事会を開催し、互選により各役員を決める。総会出席者の過半数の承認を得て決定される。立候補者は、改選の2ヶ月前に会長に申し出る。

会長は、立候補の申し出が有った時は、幹事会に諮り、必要なら総会に提案する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務の総括責任を負う。

事務局長は、会務を執行統括する。

会計は、会計簿と金銭の管理を行う。

会計監査は、運営費等が目的に対して、妥当で効率的に使用されているかを調査し、総会に報告する。

幹事は、幹事会の構成員として、会務の円滑な執行をする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とするが、再任は妨げない。補欠により就任したものは、前任者の残任期間とする。

(決定機関の種別)

第10条 本会の活動等の決定は、幹事会及び総会の会議を開催し行う。

(会議の権能)

第11条 幹事会は、次の事項を決議する。

- ① 年間事業計画の決定及び年間事業報告の討議と決定。
- ② 年間収支予算の決定及び年間収支決算の討議と決定。
- ③ その他、本会の運営に関する事項の討議と決定。

総会は次の事項を決議する。

- ① 幹事会で決定された年間事業計画、年間事業報告の予算と収支決算の報告の承認。
- ② その他、当規程に関する変更や、会全体に関する事項について検討及び決定。

(決定機関の開催)

第12条 幹事会は、毎月1回開催し、必要に応じて臨時の開催をする。総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

臨時の総会開催は、会長の判断による。

(会議の議長及び議決)

第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって、これを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

会長が欠席の場合は、第6条の順位に従い、事務局長、会計の順に代行する。

(役員の手当て)

第14条 役員等が、会長の指定する行事に参加しやすくするため、交通費、資料作成、通信費、労役などに対して、その補助として別表3の手当を支給する。資料作成費で、領収書のあるものは、実費を支給する。別表3の内容は、幹事会で合意したものを、総会の出席者の過半数以上の賛成を持って、決定する。

永年勤務の役員の表彰について、幹事会で詳細を検討し、幹事会の過半数をもって決める。

(未決事項の処理)

第15条 本規程に無い事項については、会長と事務局長の合意により、処理する。

直後の幹事会に報告した後、総会に報告する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(会則の変更)

第17条 この会則は、総会において、出席会員の4分3以上の同意を得なければ、変更する事が出来ない。

(その他)

第18条 「と金ネットワーク」の会員として相応しくない行いをした会員は、幹事会の判断により除名することが出来る。

(付則)

この会則は、第1回総会で承認後に施行する。

改正の経歴

2016年3月12日 制定

別表1 連絡先

tokin-info@office.nifty.jp
----------------------------

別表2 入会金等

項 目	金 額	基 準 等
入会金	1,000 円	初めて入会する場合。
再入会金	1,000 円	再入会する場合。
例会への参加費	1,000 円	例会毎に徴収する。18歳未満は半額とする。

別表3 補 助 等

項 目	金 額	基 準 等
教室等への出席	200 円	初心者教室、主催行事への支援者。
表彰等	1,000 円	2期以上の役員等

\*補助等は商品券相当で行う。

別表1、2、3 2016年3月12日の臨時総会で制定。